

(4) 色彩に関する基準

① 色彩の考え方

良好な景観の形成にあたっては、全体として調和のとれた色彩を保つことが必要です。景観は、建築物や工作物だけでなく、道路や河川などの公共空間、自然の木々や植栽、屋外広告物等から構成されており、それらの関係のもとに、地域としての景観が形作られます。

大田区を特徴づけるみどりや水辺を活かすという視点から、建築物、工作物の色彩はその背景として、比較的落ち着いた色彩を基調とし、周辺と調和した色彩を使用することとします。

- ◇地域の特性を踏まえた色彩を基本とします。
- ◇原色に近い鮮やかな色彩の使用や極端に明るい白や暗い黒は避け、周辺環境と調和した色彩を基本とします。
- ◇緑の多い地域では、緑地等との調和に配慮し、暖色系の色彩の使用を基本とします。
- ◇周囲から突出しないよう、色の組み合わせや、塗装パターン等の配色に配慮した色彩計画を誘導します。

② 色彩基準の構成

- 建築物・工作物の色彩は、マンセル値による色彩基準を定め、誘導します。
- マンセル値では、各色相に使用可能な明度、彩度の範囲を示します。

(a) 色彩基準の設定

○基本色

- 外壁の各面面積の4/5以上は、基本色の基準に適合した色彩とします。

○強調色

- 外壁の各面面積の1/5以下は、強調色の基準に適合した色彩を使用することができます。

○屋根色(陸屋根を除く)

- 屋根は、屋根色の基準に適合した色彩とします。

○アクセント色

- 強調色の他にアクセントをつける場合は、外壁の各面面積の1/20に限り、全体の色彩を考慮した上で、自由な色彩を使用することができます。(国分寺崖線景観形成重点地区を除く)
- 強調色とアクセント色の総量は外壁の各面面積の1/5以内とします。

(b) 色彩基準の適用除外

- 次に示す場合、適用除外を認めます。

◇次のような良好な景観形成に貢献するなど、本計画の実現に資する色彩計画については、景観審議会の意見を聴取した上で、色彩基準によらないことができます。

- 地区計画や面的開発の区域などを対象に、一定の広がりの中で地域特性を踏まえた色彩基準が定められ、良好な景観形成が図られる場合。
- 自然石や木材などの自然素材、質感の豊かなタイルやレンガなどを使用する場合。
- 橋梁等で区民のなじみが深く、地域イメージの核となっており、地域のランドマークの役割を果たしているもの。
- コースターなどの遊戯施設で、壁面と認識できる部分をもたないもの。

◇工作物の色彩については、他の法令等で使用する色彩が定められているものは、色彩基準によらないことができます。

◇高彩度色として認識されるような着色をしていないガラスについては、周辺の景観や空の色彩などを反映し、その色彩が一定でないことから、この色彩基準によらないことができます。ただし、色彩基準の考え方を十分踏まえた計画とする必要があります。

③ 色彩基準

- 市街地類型及び景観形成重点地区、大田区景観条例に基づく特定大規模建築物等ごとに色彩基準を定めます。
- 景観形成重点地区の色彩基準は、市街地類型によらない地区独自の色彩基準を定めます。
- 特定大規模建築物等の色彩基準は、大規模建築物等が周辺の景観に与える影響が大きいことから、市街地類型又は景観形成重点地区によらない独自の色彩基準を定めます。ただし、国分寺崖線景観形成重点地区の特定大規模建築物等においては、国分寺崖線景観形成重点地区の色彩基準を適用します。

■市街地類型及び景観形成重点地区、特定大規模建築物等別の基準の構成

地区名		基準の区分			
		基本色	強調色	屋根色	アクセント色
市街地類型	住環境保全市街地	○	○	—	○
	住環境向上市街地				
	拠点商業市街地				
	地域商業市街地				
	住工調和市街地				
	産業促進市街地				
	幹線道路沿道市街地				
景観形成重点地区	空港臨海部景観形成重点地区	○	○	○	○
	国分寺崖線景観形成重点地区				—
	多摩川景観形成重点地区				○
	呑川景観形成重点地区				○
特定大規模建築物等 (国分寺崖線景観形成重点地区を除く)		○	○	—	○

(a)市街地類型（景観形成重点地区を除く）

○全市街地類型における色彩基準の考え方

- 落ち着きが感じられ、水や緑などの存在や周辺の街並み景観を妨げないように配慮し、中彩度までの色彩を基本とします。

○各市街地類型における色彩基準の考え方

- 住環境保全市街地、住環境向上市街地は崖線や住宅地などと調和した落ち着きのある色彩を誘導します。
- 拠点商業市街地は商業業務地としての一体性や連続性に配慮した、にぎわいや親しみのある色彩を誘導します。
- 地域商業市街地は商店街の連続性に配慮したにぎわいや親しみのある色彩を誘導します。
- 住工調和市街地は相隣環境に応じて、工場などの産業施設の活気と住宅の落ち着きを考慮した色彩を誘導します。
- 産業促進市街地は周辺の建築物や水辺との調和に配慮するとともに、単調で長大な壁面とならないような色彩を誘導します。
- 幹線道路沿道市街地は幹線道路沿道の連続性に配慮した色彩を誘導します

基準の区分	色彩の分類	色相	明度	彩度
基本色	無彩色	N	4以上	—
	有彩色	0R ~ 4.9YR	4以上8.5未満	4以下
			8.5以上	1.5以下
		5.0YR ~ 5.0Y	4以上8.5未満	6以下
			8.5以上	2以下
	その他	4以上8.5未満	2以下	
8.5以上		1以下		
強調色	無彩色	N	—	—
	有彩色	0R ~ 4.9YR	—	4以下
		5.0YR ~ 5.0Y		6以下
		その他		2以下

(b) 景観形成重点地区

- 景観形成重点地区の色彩基準は、地区独自の色彩基準を定めます。
- 空港臨海部景観形成重点地区
 - 空港臨海部の開放感や産業活動の活気を感じさせる色彩を誘導します。
 - 基本色は、空、海・河川・運河などの水辺、運河沿いの規模の大きい公園などの緑といった自然環境と調和した景観を形成するために、低明度の色彩の使用は避けるとともに、落ち着きとうるおいのある景観を形成するため、低彩度の色彩を基本とします。
 - 屋根色は、飛行機や船舶、モノレール、高架道路や橋梁などからの見え方を意識し、水や空などの色彩がより鮮やかに感じられるよう、彩度を抑えた色彩を用いるものとします。

基準の区分	色彩の分類	色相	明度	彩度
基本色	無彩色	N	6以上	—
	有彩色	0R ~ 4.9YR	6以上8.5未満	4以下
			8.5以上	1.5以下
		5.0YR ~ 5.0Y	6以上8.5未満	4以下
			8.5以上	2以下
	その他	6以上8.5未満	2以下	
8.5以上		1以下		
強調色	無彩色	N	—	—
	有彩色	0R ~ 4.9YR	—	4以下
		5.0YR ~ 5.0Y		6以下
		その他		2以下
屋根色	無彩色	N	—	—
	有彩色	5.0YR ~ 5.0Y	—	4以下
		その他		2以下

○国分寺崖線景観形成重点地区

- 国分寺崖線や歴史ある住宅地の街並みに調和した色彩を誘導します。
- 基本色は、国分寺崖線の緑などと調和した低彩度の色彩とし、暖色系の色相を基本とします。規模の小さい戸建住宅等は、歴史ある田園調布の明るい住宅地を維持するため明度の高い色彩を認めます。また、国分寺崖線の緑の高さを越えるような建築物については、緑との対比が極端に強い明るい色彩は避け、明度や彩度を抑えた色彩を基本とします。
- 屋根色は、歴史を感じさせる住宅地の街並みや国分寺崖線の緑から突出しないよう、明度や彩度を抑えた色彩を用いることとします。
- アクセント色の使用は不可とします。
- 特定大規模建築物等においても、国分寺崖線景観形成重点地区の色彩基準を適用します。

■高さ10m以上又は延べ面積1,000㎡以上の建築物等の場合

基準の区分	色彩の分類	色相	明度	彩度
基本色	無彩色	N	4以上8.5未満	—
		0R ~ 4.9YR	4以上8.5未満	4以下
	5.0YR ~ 5.0Y	4以下		
	その他	1以下		
強調色	無彩色	N	9.25以下	—
		0R ~ 4.9YR	—	4以下
	5.0YR ~ 5.0Y	6以下		
	その他	2以下		
屋根色	無彩色	N	6以下	—
		5.0YR ~ 5.0Y	6以下	4以下
	その他	2以下		

■高さ10m未満かつ延べ面積1,000㎡未満の建築物の場合

基準の区分	色彩の分類	色相	明度	彩度
基本色	無彩色	N	4以上9.25以下	—
		0R ~ 4.9YR	4以上8.5未満	4以下
	有彩色	5.0YR ~ 5.0Y	8.5以上	1.5以下
			4以上8.5未満	4以下
		その他	8.5以上	1.5以下
			4以上8.5未満	1以下
強調色	無彩色	N	9.25以下	—
		0R ~ 4.9YR	—	8以下
	5.0YR ~ 5.0Y	6以下		
	その他	4以下		
屋根色	無彩色	N	6以下	—
		5.0YR ~ 5.0Y	6以下	4以下
	その他	2以下		

○多摩川景観形成重点地区

- 多摩川や河川緑地などの自然環境と調和した色彩を誘導します。
- 基本色は、多摩川の水面や河川緑地、多摩川から見た景観の背景となる国分寺崖線などの緑が映え、周囲の街並みと調和する低彩度の色彩とし、暖色系の色相を基本とします。
- 屋根色は、河川緑地や堤防からの見え方に配慮し、周囲の街並みから突出しないよう明度や彩度を抑えた色彩を用いることとします。

基準の区分	色彩の分類	色相	明度	彩度
基本色	無彩色	N	4以上	—
		0R ~ 4.9YR	4以上8.5未満 8.5以上	4以下 1.5以下
	有彩色	5.0YR ~ 5.0Y	4以上8.5未満 8.5以上	4以下 2以下
			4以上8.5未満 8.5以上	1以下 1以下
		その他	4以上8.5未満 8.5以上	1以下 1以下
			4以上8.5未満 8.5以上	1以下 1以下
強調色	無彩色	N	—	—
		0R ~ 4.9YR	—	4以下
	有彩色	5.0YR ~ 5.0Y	—	6以下
		その他	—	2以下
屋根色	無彩色	N	6以下	—
		5.0YR ~ 5.0Y	6以下	4以下
	有彩色	その他	6以下	2以下

○呑川景観形成重点地区

- 呑川や川沿いの緑などと調和した色彩を誘導します。
- 基本色は、呑川の水面や川沿いの緑道や街路樹、呑川から見た景観の背景となる南北崖線などの緑が映え、周囲の街並みと調和する低彩度の色彩とし、暖色系の色相を基本とします。
- 屋根色は、呑川の河川方向の見通しに配慮し、周囲の街並みから突出しないよう明度や彩度を抑えた色彩を用いることとします。

基準の区分	色彩の分類	色相	明度	彩度
基本色	無彩色	N	4以上	—
		0R ~ 4.9YR	4以上8.5未満 8.5以上	4以下 1.5以下
	有彩色	5.0YR ~ 5.0Y	4以上8.5未満 8.5以上	4以下 2以下
			4以上8.5未満 8.5以上	1以下 1以下
		その他	4以上8.5未満 8.5以上	1以下 1以下
			4以上8.5未満 8.5以上	1以下 1以下
強調色	無彩色	N	—	—
		0R ~ 4.9YR	—	4以下
	有彩色	5.0YR ~ 5.0Y	—	6以下
		その他	—	2以下
屋根色	無彩色	N	6以下	—
		5.0YR ~ 5.0Y	6以下	4以下
	有彩色	その他	6以下	2以下

(c) 特定大規模建築物等（国分寺崖線景観形成重点地区を除く）

- 大田区の景観をより洗練させる、品格のある色彩を誘導します。
- 基本色は低彩度の色彩に限定するとともに、外観に大きな影響を与える強調色についても落ちつきが感じられる中彩度までの色彩とします。
- 強調色及びアクセント色は、主に建築物中低層部で用いることとします。

基準の区分	色彩の分類	色相	明度	彩度
基本色	無彩色	N	6以上	—
	有彩色	0R ~ 4.9YR	6以上8.5未満	3以下
			8.5以上	1.5以下
		5.0YR ~ 5.0Y	6以上8.5未満	3以下
			8.5以上	1.5以下
	その他	6以上8.5未満	1以下	
8.5以上		1以下		
強調色	無彩色	N	—	—
	有彩色	0R ~ 4.9YR	—	4以下
		5.0YR ~ 5.0Y		6以下
		その他		2以下

(5) 屋外広告物等の表示の制限等に関する事項 (景観法第8条第2項第4号イ関係)

屋外広告物等の表示の制限等に関する事項を下記のとおり定めます。

- 屋外広告物は、屋外広告物条例に基づく許可が必要なものはもとより、自家用及び公共広告物などを含め、規模、位置、色彩等のデザインなどが、地域特性を踏まえた良好な景観の形成に寄与するような表示・掲出とします。
- 景観形成重点地区、崖線部、大規模な公園・緑地等の周辺では、緑や地形など地域の景観をつくる背景、建築物や並木など景観を構成する要素との調和に十分配慮し、屋外広告物を表示・掲出します。
- 歴史的な景観資源の周辺では、歴史的・文化的な面影や雰囲気を残す街並みなどに配慮して、屋外広告物を表示・掲出します。
- 大規模な建築物や高層の建築物における屋外広告物は、景観に対する影響が広範囲に及ぶ場合があることなどから、表示の位置や規模等について、十分配慮します。
- 主要な幹線道路においては、道路修景や地域のまちづくりの機会などを捉えて、屋外広告物の表示に関する地域ルールを定めるなど、風格のある沿道の景観形成を進めていきます。
- 商業地では、大規模で過剰な広告物の掲出ではなく、美しく落ち着いた景観の形成を始めとする地域の魅力向上が重要であるという視点に立って、商業活性化やまちづくりを進めていきます。
- 地域特性を踏まえた、統一感のある広告物は、街並みの個性や魅力を高め、観光振興にも効果があることから、広告物の地域ルールを活用した景観形成を進めていきます。